

## 火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和5年12月4日現在】

No. 1	
防火対象物の所在地	北秋田市米代町1番48号
防火対象物の名称	株式会社 秋北新聞社
命令を受けた者	株式会社 秋北新聞社 代表取締役 三沢 一
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年3月4日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。
命令年月日	令和5年12月4日